

各課直接購入分の公開見積合せについて

参加要件：下関市物品・役務競争入札参加有資格者

※案件ごとに指定する地域区分に該当していること。ただし、印刷製本費に係る印刷物の製造の請負については、案件に該当する業種及び品目に登録されていること。

公開日及び公開方法

毎週金曜日に、下関市ホームページ「物品入札の部屋」に案件及び仕様書を公開します。
(金曜日が祝日のときは、適時公開期間を定めます。)

見積書の提出方法及び提出期限

提出方法：仕様書に従い、持参・FAX・電子メール（PDFファイルに限る。）
等で各課（発注課）に提出してください。

提出期限：木曜日午前10時（木曜日が祝日のときは、水曜日午前10時）

見積合せ・相手方の決定

見積書提出期限後、各課で見積合せ・決定します。

公開見積合せ結果

公開見積合せの結果情報は、各課分をとりまとめた後、決定した日の翌日以降に下関市ホームページ「物品入札の部屋」で公表します。

同等品の取扱いについて（各課直接購入分の公開見積合せに限る）

公開見積合せの仕様書等に例示品として示したメーカー・型番の品目の他に「同等品可」とされた品目について、それと同等以上の品目（以下「同等品」という。）で公開見積合せに参加することができます。この場合、次の手順で発注課へ同等品の確認を行ってください。

同等品の定義

- ① 規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能が例示品と同等以上であるもの。
- ② メーカーの既製品を基本とし、なるべく定価が例示品以上であるもの。

同等品の確認方法

【事前審査（仕様書に「事前審査」と記載）の場合】

- ① 同等品と認めて欲しい物品のカタログ等を発注課に提出し、事前に審査を受ける。
- ② 口頭で「認定」「不認定」を告げるので、「認定」された場合は「同等品確認済み」と記載した見積書を期限までに提出する。予定価格の範囲内でかつ最低金額であれば決定する。

【事後審査（仕様書に「事後審査」と記載）の場合】

- ① 見積書に同等品と記載する。
- ② 予定価格の範囲内でかつ最低金額である見積書が「同等品」の見積書であった場合のみ、同等品の「認定」「不認定」の判断を発注課が行います。
- ③ 同等品と「認定」できれば発注（契約）し、「不認定」であれば業者に「不認定」の理由と「無効」の旨を口頭で伝え、2番手の業者の審査を行います。

共通条件

- 見積書に記載された額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目は100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって申し込みがあったものとし、消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100（軽減税率対象品目は108分の100）に相当する金額を見積書に記載してください。
- 代表者印の押印を省略する場合は、所在地、商号又は名称、代表者の役職及び氏名に加え、必ず「責任者氏名及び連絡先、担当者氏名及び連絡先」を明記してください。
※確認のため、必要に応じて電話連絡をさせていただく場合がございます。
- 押印を省略しない見積書を、FAX又は電子メールで提出し、落札した場合は、落札後速やかに、見積書の原本を提出してください。
- 次のいずれかに該当する見積は無効となります。
 - ① 参加要件に該当しない者が見積ったもの
 - ② 宛名が下関市長でないもの
 - ③ 見積者が明瞭でないもの又は見積金額を判読することができないもの
 - ④ 受任者を設けている場合において、受任者でない者が見積もったもの
 - ⑤ 記名のないもの
 - ⑥ 金額の表示を改ざんし、又は修正したもの
 - ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - ⑧ 見積りに関し、妨害又は不正の行為を行ったと認められるもの
 - ⑨ 仕様の条件を確認するための資料等を求めた場合において、資料等の提出がない又は資料等に不備のあるもの
 - ⑩ 仕様の条件を満たさないもの
 - ⑪ 前各号のほか、下関市物品購入等公開見積合せ実施要領に掲げる条件に違反したもの

注意事項

- 見積書に整理番号（K-〇〇）を記入し、提出課を間違えないようお願いします。契約課には絶対に提出しないでください。（無効となることがあります。）
- 各課直接購入分の内容（仕様書等）についての質問は、各課をお願いします。